

第1回改定委員会	移動等円滑化促進地区における事業推進のしくみづくり	論点 ②
論 点		
<p>移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー事業の推進つながる仕組みづくりについてどう考えるか。</p>		
現 状		
<p>“重点整備地区”の外にある施設でも、当事者ヒアリング・市民アンケート等による意見の中で、バリアフリー対象者がよく利用する施設・店舗があることが確認されている。</p>		
方 向 性		
<p>“移動等円滑化促進地区”においても、対象となる当事者が多く利用し、周辺への影響力の大きい大規模店舗等においては、重点整備地区内の特定施設と同様の仕組みを導入し、特定事業計画作成や進捗管理が可能な仕組みを形成する。</p> <p>これにより整備の拡充を目指すとともに、当該事業者へのバリアフリー整備に対する意欲や、事業者内部への整備調整要素、周囲へのアピランスとしての活用を促す。</p> <p>また、“重点整備地区”に近接する公共施設においては、積極的な事業推進を行うために、特定事業及び進捗管理の義務付けも視野に入れた仕組みづくりとする。</p> <p>(ex. いなげや武蔵野関前店、0123施設などを想定)</p>		